

こぶし だより

動こう障がい者も
SSKW
動けるんだオレたちも



パグカフェ開店中♪（宇都宮市一条）

CONTENTS

- ① トピックス 2P~3P
- ② 特集「とびっきりの新法を」 4P~6P
- ③ 《Pick up》第4弾 居住生活支援事業部 7P
- ④ アドレス・編集後記 8P

No. 343

2010
9

トピックス Topics

「こぶしの会 それぞれの現場から

生産活動部

パグカフェ開店

こぶし作業所は、平成一九年度から宇都宮市障害者店舗運営協議会の一員として、宇都宮市一条の双葉ハイムで「おみせやさん」という名の店の中に「くるぶ」という喫茶店を営んでおりました。

しかし、折からの不況によるものか、はたまた、別に理由があるのかはさておき、全く繁盛しておりませんでした。

心機一転、再起をかけてボランティアさんの力を借り、手作りの店づくりに取り掛かったのが六月の最終週。三週間の奮闘の末、七月一二日に完成（一部除く）、やっと開店にこぎつけました。

名前も「パグカフェ」に変更し、こぶし作業所のパン、弁当を中心に地域に入り込みつつありますが、メニューも内容もまだまだあります。

同じ轍を踏まないよう、これからが勝負です。

あなたの声がパグカフェを育てます。おいしい料理（今後予定）があなたの体を支えます。パグカフェの笑顔があなたの心を癒します。



パグカフェ

【営業時間】九時～一六時

【営業日】月～金曜の平日のみ

（祝祭日を除く）

【メニュー】・手づくり弁当 500円

・手づくりパン 100円

・サンドイッチ 250円

【住所】宇都宮市一条一七一

双葉ハイム一F

【連絡先】〇二八（六三六）八五八三

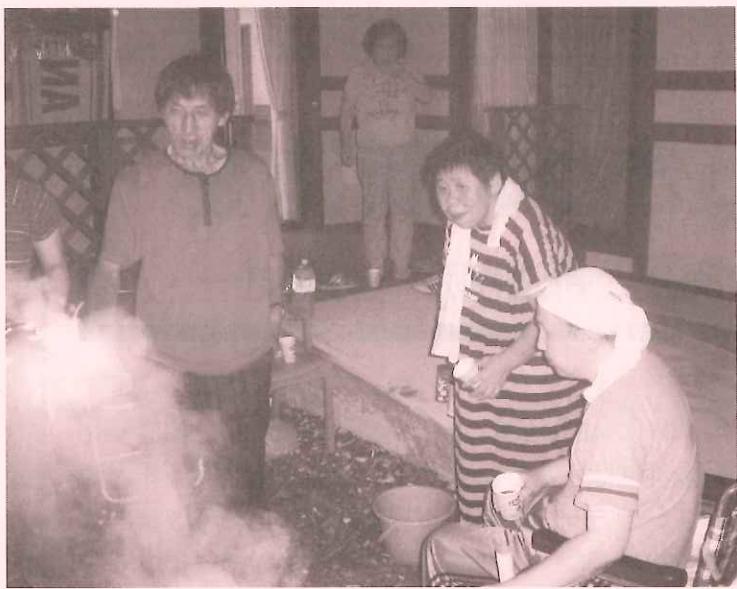
ホームひまわり

ミニ花火大会で楽しい一夜

去る、九月二一日、四月にオープンしたばかりの「ホームひまわり」でミニ花火大会が行われました。利用者の方からの提案での初

店内改装に尽力くださった アートビルダーフ田さん、マルフク福元さん、F&F松本さん、EX中田さん、文星芸大の学生のみなさん、ありがとうございました。

（生産活動部・牧岡）



行事です。町の花火大会のような大きな打ち上げ花火とまではいきませんでしたが、天空のまんまるお月さまに見守られながら、楽しく一夜を過ごすことができました。

ここで、せっかくの機会なので、ホームひまわりを含め、簡単に「こぶしの会居住生活支援事業所」のトピックスをお伝えしたいと思います。

最近の取り組みとして、八つあるホームにおいて利用者の方々との懇談会がはじまりま

す」「病気になつてもかまつてくれる」「多くの人と生活できてプラスになつてている」というお話をいただきました。

また、改善の要望としては「乾燥機がな

い」「ふとんを干す竿がほしい」等のハード面の要望が挙げられました。

初めての懇談会にしては、和やかな雰囲気で意見交流ができ、よかつたなあと思いました。このような感じで全ホームの懇談会を行ない、利用者の方々との交流を行つております。

さて、ひまわりでのミニ花火大会に戻ります。実は、この花火大会を企画した利用者のHさんが、ちょうどこの日に熱を出してしまった。このHさんパワーで全快とまではいっていませんが、いつもの楽しいトークでみんなを笑わせていました。

お菓子やジュースを用意していると、Nさんは、「味見しなくちゃな、毒見しなくちゃな」などと言い訳!? をしながら、いつの間

した。現段階で四カ所のホームの懇談会を終えました。例えば、ホームひまわりのみなさんからは、こんなご意見が……。

にか花火大会が始まる前につまみ食いをしていました（笑）。

Aさんは、自作の歌をみんなの前で披露。

伴奏まで鼻歌でやつてのけ、その歌詞の面白さに、みんな笑いをもらつていました。

Kさんも、いつもは控えめですが、この日はAさんに引き続き歌を披露！みんな初めてKさんの歌を聴いたのではないでしようか。

賑やかさは静けさに変わり、Kさんの歌の時はみんな、静かに歌声に耳を傾けていました。女性のHさんは両手に花火を持ち、手を振りかざし、とても楽しんでいる様子でした。

もう一人のNさんは、いつの間にかその場から姿を消していましたが、肝心な時には戻ってきていて、さりげなく参加していました。Tさんは、ちょっとびり苦手ですとお話もありましたが、打ち上げ花火の見物や手持ち花火にも参加してくださいました。

あつという間の一時間三〇分。ちょっと遅めの花火大会でしたが、みんなで楽しい時間を共有できましたと感想です。

次回は、お正月にミニ花火大会が予定されました。そのころは、花火は売つてないよねえ…と突つ込みもありましたが……。

特集

とびっきりの新法を

—自立支援法の廃止と新法制定への動き—

はじめに

今、障がい者施策は大きな転換の可能性をはらんでいます。それは、戦後何十年と繰り返されてきた掛け声だけの福祉元年や負の方向へ舵をとる福祉見直しという改革とは異なり、今までの障がい者の生活を根本から変え、人間的な人生設計への道が拓けていくための社会が具体的に見えてくるからです。

実際に、障がい者制度改革推進会議の設置、そしてそこで議論をされているのが自立支援法廃止にとどまらず、福祉先進国的世界水準へ近づく内容なのです。

しかし、私たちの意識や行動は、このような歴史上初めてのチャンス到来に見合っているでしょうか。栃木の地や我が法人の中では、こうした制度改革の状況や私たちの改革の考え方について話し合ったり学習したりするエネルギーがどうもくすぶっているような気がしています。今回の特集は、その前段にふれ、これから9回裏、ツーアウトからの逆転のチャンスにのぞむエネルギーの充填が少しでもできればと思います。



昨年の10.30 全国フォーラム

自立支援法を押し戻し、新しい大地に鍬を入れた力

そもそも、今回の制度改革のうねりを築いてきたのは、障がい者本人と関係団体の連帯した力です。そのことが、国内も国際的にも相乗効果的に力を発揮してきた結果だと思います。こうした力は、どのように発揮され、その源は、いったいどのようなところから湧き出るのでしょうか。

■訴訟、集会、地域の連携（内からの力）

国内の力は、自立支援法を押し戻した力です。私たち栃木からも10.30全国フォーラムに、毎年100人を超える参加者を集め、自立支援法反対の声を束ねてきました。県内でも関係団体の連携をつくってきました。

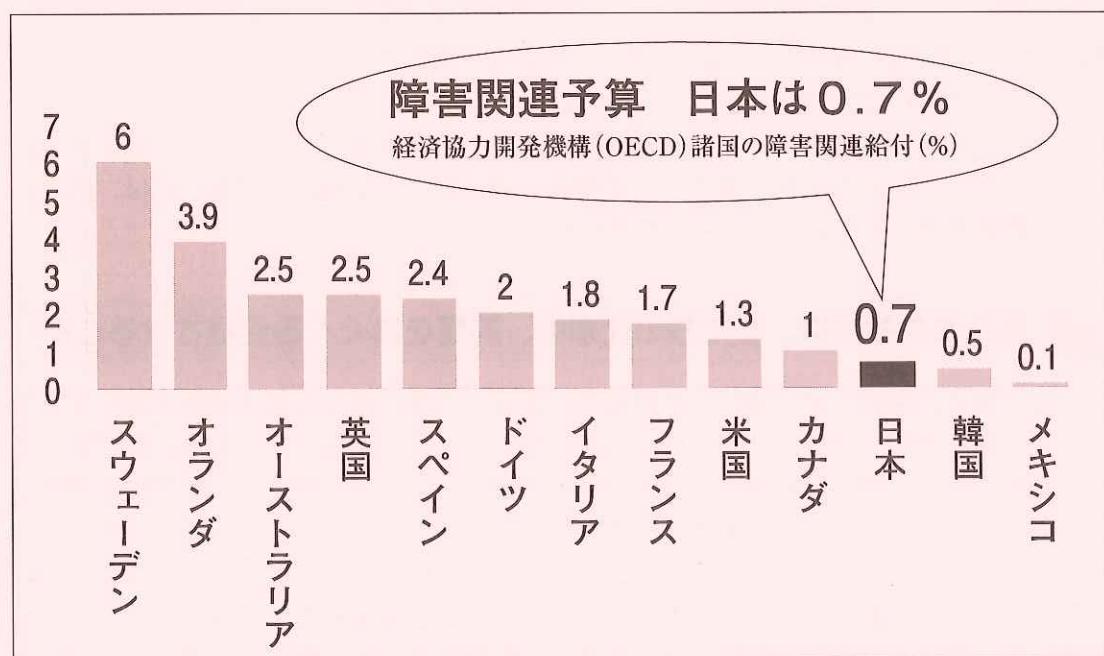
さらに、全国では、「自立支援法は憲法違反」ということで、国を相手取って71人の障がいある当事者・家族が訴訟運動を繰り広げてきました。こうした行動が、3度にわたる利用料の大幅見直しなどをせざるを得ない状況にまで追いつめ、政権交代を機に一気に司法の場では和解を、立法の場では制度改革に転換していったのです。

■権利条約の国連採択（外からの力）

もう1つの大きな力が、国連で採択された障害者権利条約です。この条約では、障がい者を誇りある社会の一員としてとらえ、差別を禁止しています。その中には、日本の現状に照らし合わせて、飛躍的に発展した考えに満ちています。ここで大切なことは、その内容とともに「私たちのことは、私たち抜きで決めないで」を合言葉に、障がい者自身が参加してつくられたことです。世界の障がい者団体が組織をつくり、国や障がいの種別を越え協力しながら発言をしてきました。日本からも8回にわたる代表団（日本障害フォーラム）を派遣し続けました。

しかし、条約の内容は世界標準であって、日本のような経済的先進国のレベルにはまだ遠い水準なのです。（図参照）

2008年5月3日にこの条約を20番目の国が批准し、国際的な条約として効力を発揮するようになりましたが、日本はまだ批准していません。批准するためには、国内の法律や制度を、条約の考え方方に合うよう変えていかなくてはなりません。



私たちのどのような力が状況を変えるのか

このように、自立支援法の廃止と新法制定への動きが、障がい者自身の手で変えてきた経過をお話しました。しかし、私たちの実感としては、今、障がい者施策の地殻変動にふさわしい関心と参加意識をもてているでしょうか。否と言わざるを得ません。目の前の生活とかけ離れた出来事のように感じるのではないでしょうか。

通常、私たちは、私たちの生活を規定している法律や制度、ましてや、国際的な条約などは、ほとんど意識せずに暮らしています。しかし、法治国家である近代社会は、言うまでもなく生活の一つひとつが社会的な決め事によっています。自由にものが言えたり、行動できたり、また、反社会的なことには規制がかけられています。生きていくことさえです。こうした原点を一つひとつの生活や仕事に照らし合わせて考えていくこと

が今大切なことなのではない
でしょうか。

例えば、第27条「労働及び雇用」には、「…他の者との平等を基礎とし…、障害者を包容し、…及び利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利…」

ここでは、私たち一般と同じ働く権利を有する主体としてとらえ、自ら選択した仕事の内容と場所を前提とし、地域で自立した生活を営むことをうたっています。働くということはこういう内容だと言っているのです。

ひるがえって、作業所の中で与えられた仕事を、小倉昌男元ヤマト福祉財団会長をして「犯罪的」といわしめた工賃で、一生親元で暮らさざるを得ない現実からは、果てしない距離感を感じてしまうのかもしれません。



厚労省と訴訟団和解の協議から

私たちの生活は、私たちの仕事は、制度をはぐくみ発展させること

障がいある人々の生活や障がい者福祉の仕事は、今回のような転換期を何度も乗り越え、新たな制度を作り上げた国内外の先人たちの血と汗の結晶です。彼らの切り開いてきた土壌の上で、障がいある人々の生活を支援する一つひとつがこうした歴史と通底しているのだと思います。その意味で、障害者自立支援法は、私たち障がい者に関わる人間は、大きな試練を与えられたのだと思います。「応益負担は、無実の罪で収監された刑務所からの『保釈金』の徴収に等しい」とは、盲ろう重複障害者の福島智氏（社会保障審議会障害者部会委員、東京大学准教授）の言葉です。私たちは、このいわれのない『保釈金』を差し出す羊のような存在だったのでしょうか。無実の罪で障がい者を収監した刑務所の官吏でしかなかったのでしょうか。

私たちをめぐる制度・施策の状況を知り（職員は専門家としてわかりやすく伝え）、「自分たち自身で、自分たちの自身の生活や仕事を、世界水準を見通しながらつくっていく」ことが今ほど大切な時はないのではないでしょうか。さらに言えば、私たちと前進的な現実との距離感は、物事に対して距離感をもちすぎて感じる感覚なのでしょう。私たち自身が歴史をつくる主体として、日常の生活・仕事から社会とどう関わっていくのかを改めて考えていきたいと思います。

※①障害者自立支援法訴訟については、「さよなら障害者自立支援法—訴訟勝利までの軌跡—」

(障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現を目指す会発行) ②障害者権利条約については、「みんなちがって、みんな一緒。障害者権利条約」(日本障害フォーラム発行)を参考にしてください。最寄りの事業所に注文をしていただければ取り寄せることができます。

ぴっくあっぷ
Pick UP
第4弾 法人本部
居住生活支援事業部(所)の役割

こぶしの会の暮らしの場 のめざすもの

- 「ほつ」とできる暮らしの場にします。
- 生活するなかま同士で助けあつて暮らします。
- 自分らしい暮らしをつくります。
- 清潔で健康的な生活をつくります。
- 食事のひとときを大切にします。
- 安全で快適な環境をつくります。
- 地域の人と協力しながら暮らします。

居住生活支援事業部（所）は、今年度（平成二二年度）新たに設置された部署です。ネーミングからもイ

メージできるとおり、暮らしの場を支援するグループホーム・ケアホーム（以下、「ホーム」と言います。）の管理運営を担当いたします。もちろん、これまでにも日中支援事業所をバックアップ施設とするホームがあり、「世話人（生活支援員）」がありましたが、当法人はその成り立ちから、「働く」ことを支える事業を中心に取り組んできました。

ホームに関連する事業は、利用者の必要に迫られて実施してきましたが、宇都宮市、芳賀町、真岡市の各地区にホームを増やし、現在では八

か所、四三人（定員）の方に利用していました。だくまでになり、利用者の生活を支える世話人数も一九人の大所帯となりました。住まいの場も既存の賃貸物件からホーム用に新築していただいたところや、前のバリアフリーのホームと多様ですし、形態も一軒の家であつたり、アパートタイプのものもあり、規模も家族単位の小人數のところから八人の大規模なホームといろいろです。

障がいのある方の地域生活自立支援、ご家族の高齢化を考えたとき、この増加の傾向は、ますます加速することが予想されます。そして、当

然のことながら、本当の生活をつくるための支援内容の充実が切実に求められています。従来の事業所の一部門としての位置づけから、「暮らし」の課題に本格的に取り組む部署が必要となり、法人としての一体的運営を実施する部門が誕生したのです。

昨年度は、その準備期間として居住生活支援課を設置し、すべての世話人出席の毎月一回の定例会議をもち、各地区の情報交換、冒頭に掲げたホームの基本目標、支援マニュアル等の作成に取り組み、何とか、その基礎編が完成しました。

今年度は、いよいよひとつ独立した事業所として実際の運営に着手しました。考えていた以上に問題は山積しています。

環境面で見れば、新築借家はどうしても多人数の傾向となり、少人数でじっくりと関わることが必要な方や、あまり干渉されるのがいやな方には新たな課題が生じています。事実上、利用者が自由にホームを選べる状態ではありません。

生活の支援の中身も、衣食住の快適性と健康と意欲が相互に関連しあつていることを理解して、利用者の意欲を引き出し、生活力が高ま

る支援、精神的な拠りどころとなる支援、命にかかる服薬支援など、どれをとってもおろそかにできないことばかりです。休日の過ごし方を含めて、生活の場面の穏やかでメリハリのある生活が必要です。何よりも利用者の主体性を尊重した生活をつくらなければなりませんが、気づくと「してやる」仕事になっていたりします。

暮らしの場から、作業所の課題も見えてきます。もう少し暮らしのゆとりがもてる工賃の保障、職場開拓等々、切実です。

世話人の勤務体制も課題です。交代勤務体制の中で、ケアホームは複数の支援体制をとっていますが、まだ心身ともに世話人自身がゆつたりとした支援ができるいるとは言えません。

生活をつくるということは、利用者の皆さんと世話人がどんな時間を共有していくのか、ということだと考えています。地域の中で、一人ひとりの生活を築き、集団で生活することの楽しさを味わえる、そんなホームを目指す支援員（世話人）一九人の集団をつくりあげていきた

社会福祉法人
こぶしの会

発行所
郵便番号二五〇〇七三

特定非営利活動法人
障害者団体定期刊行物協会
東京都世田谷区砧六一六一

定価
五百円

● こぶし作業所	〒321-0126	栃木県宇都宮市茂原町837-1 TEL 028 (653) 1020 FAX 028 (688) 1121 E-mail kobushi@chive.ocn.ne.jp
● 就労移行支援事業 ● 就労継続支援B型事業 ● 生活介護事業 ● 自立訓練(生活訓練)事業 ● 障がい者生活支援センター「こぶし」 ● 在宅障害(児)者の相談・支援	〒321-0902	栃木県宇都宮市柳田町1401 TEL 028 (613) 5703 FAX 028 (666) 6128 E-mail kobushi-sw@tenor.ocn.ne.jp
● こぶしのときわ荘	〒321-0139	栃木県宇都宮市若松原2-6-8 TEL 028 (653) 1581
● く る み	〒321-0912	栃木県宇都宮市石井町字内野2867-3 TEL 028 (664) 0435
● け や き 作 業 所	〒321-3304	栃木県芳賀郡芳賀町祖母井2244 TEL 028 (687) 1040 FAX 028 (677) 5789 E-mail keyaki@carrot.ocn.ne.jp
● 第2けやき作業所	〒321-3303	栃木県芳賀郡芳賀町稻毛田1532 TEL 028 (677) 0495 FAX 028 (687) 4818 E-mail inageda@fancy.ocn.ne.jp
● 県東ライフサポートセンター「ほっとCHA」 ● 地域活動支援センター	〒321-3303	栃木県芳賀郡芳賀町稻毛田1532 TEL 090 (7820) 9165
● 県東ライフサポートセンター「真岡」 ● 就労移行支援事業 ● 就労継続支援B型事業	〒321-4305	栃木県真岡市荒町3-9-5 TEL 0285 (83) 2567 FAX 0285 (85) 8055
● 木一ムひまわり	〒321-3321	栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢字下原3932-79 TEL 028 (678) 3592
● け や き ハ イ ツ	〒321-3304	栃木県芳賀郡芳賀町祖母井178 TEL 028 (677) 2879
● 木一ム秋桜	〒321-3304	栃木県芳賀郡芳賀町祖母井184-1 TEL 028 (653) 1020
● コ一ポ峰	〒321-3304	栃木県芳賀郡芳賀町祖母井775-2 TEL 0285 (81) 1155 FAX 0285 (81) 1177 E-mail selp-mirai@carrot.ocn.ne.jp
● セルプ・みらい	〒321-4363	栃木県真岡市亀山1043-23 TEL 0285 (80) 1227
● ぼ て つ と	〒321-4364	栃木県真岡市長田1-12-5 TEL 0285 (80) 7765 FAX 0285 (80) 7765
● 芳賀地区障害児者相談支援センター ● 在宅障害(児)者の相談・支援	〒321-4305	栃木県真岡市荒町110-1 市総合福祉保健センター内 TEL 0285 (85) 8451 FAX 0285 (85) 8452 E-mail p-cc-star@ec3.technowave.ne.jp
● 県東圏域障害者就業・生活支援センター「チャレンジセンター」 ● 障害者の就業相談・支援	〒321-4305	TEL 0285 (80) 1111-1 TEL 0285 (80) 7765 FAX 0285 (80) 7765
● 法人本部	〒321-0902	栃木県宇都宮市柳田町1401
● 総務・企画部	TEL 028 (613) 3707	FAX 028 (666) 6128 E-mail soumukikaku@kobusi.or.jp
● 就労・生活支援部	TEL 028 (613) 3707	FAX 028 (666) 6128 E-mail sphb8h99@jewel.ocn.ne.jp
● 生産活動部	TEL 028 (666) 0439	FAX 028 (666) 6128 E-mail skb@kobusi.or.jp
● 居住生活支援部	TEL 028 (666) 0418	FAX 028 (666) 6128 E-mail kyozuu@kobusi.or.jp

本会の定款、事業計画、財務諸表等を閲覧ご希望の方は、各事業所までお申し出ください (閲覧時間 8:30 ~ 17:00)

今年の夏は猛暑・酷暑?が続き、いつになつたら秋が来るのだろうと思っていたら、「暑さも彼岸まで」とよく言ったもので、お彼岸を過ぎたら一気に秋めいてきました。

私は4月から「チャレンジセンター」に配属になり、障がいのある方たちの就職と生活支援の仕事をさせていただいているが、私も障がいのある当事者(身体障がい者)として障がい者の気持ちには分かっているつもりでしたが、思い上がりに気付かれる日々です。

これからは自治会活動などにも積極的に参加し、障がいのある方たちとの交流を深め、「なまかま」にも分かりやすい『こぶしだより』を作りたいと思っています。(小林)